

焼津市総合福祉会館 指定管理者の候補者選定結果

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項による公の施設の指定管理者の指定に当たり、焼津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年焼津市条例第18号)第4条の規定に基づき、焼津市指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を開催し、焼津市総合福祉会館の指定管理者の候補者を選定したので、その結果を公表します。

1 選定結果

選定委員会による選定の結果、焼津市総合福祉会館の指定管理者は「社会福祉法人焼津市社会福祉協議会」を候補者とする。

2 選定経過

選定委員会による申請要項等の審査	令和5年7月24日(月)
申請要項の配付開始、HP掲載	令和5年8月7日(月)
質問受付	令和5年8月7日(月)～8月14日(月)
質問回答	令和5年8月21日(月)
申請書受付期間	令和5年8月7日(月)～9月11日(月)
選定委員会による申請団体ヒアリング	令和5年10月13日(金)
選定委員会による選考、決定	令和5年10月13日(金)

3 申請団体

申請団体名	所在地
社会福祉法人焼津市社会福祉協議会	焼津市大覚寺三丁目2番地の2

4 選定基準

- (1) 事業計画の内容が利用対象者の平等かつ公平な利用を確保できるものであること、地域住民との協働に配慮すること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 福祉施設としての目的に合致した事業計画書であること。

5 審査項目、配点、審査結果

上記4の選定基準を以下による審査項目により審査した。

(1) 審査項目、配点、審査結果

審査項目		配点 (1名当たり)	総配点 (10名)	申請者得点
				社会福祉法人 焼津市社会福祉協議会
1	施設の性格や目的等に合致した方針	5	50	34
2	利用者の平等かつ公平な利用の確保	5	50	32
3	施設効用の最大限の発揮	5	50	31
4	団体の経営状態	10	100	72
5	施設管理運営の実施方針	5	50	32
6	事業への具体的な取り組み方	15	150	102
7	施設の運営体制や組織	10	100	60
8	適正な管理や経理	10	100	66
9	安全管理、緊急時等の対応	10	100	66
10	環境、障がい者等への配慮	15	150	96
11	収支計画	5	50	33
12	提案事項	5	50	31
合 計		100	1,000	655

※ 総配点及び申請者得点は、委員10名の配点及び得点を合計した点数です。

(2) 選定の理由

焼津市では、福祉サービスの総合的な提供を促進し、福祉の増進を図ることを目的として、焼津市総合福祉会館を設置しています。

施設の持つ目的や性格を踏まえ、指定管理者申請要項で示した上記の選定基準に基づいて、申請団体から提出された事業計画書、収支計画書等の申請書類の内容及びヒアリングにより、選定委員10名が採点を行いました。

その結果、「社会福祉法人焼津市社会福祉協議会」は、指定管理者としての業務遂行能力を有し、施設の目的を効果的に達成できるものと認められる団体として、指定候補者に選定することが適当であると判断しました。

6 施設所管課

焼津市健康福祉部地域福祉課

T E L : 054-631-5530

F A X : 054-626-2189

E mail : fukushi@city.yaizu.lg.jp

7 問い合わせ先

焼津市指定管理者選定委員会事務局（焼津市総務部公有財産課）

T E L : 054-626-1139

F A X : 054-626-2185

E mail : kanzai@city.yaizu.lg.jp